



メルボルン日本人学校

子どもの安全への対応義務および通報義務

本方針に関するご質問は学校事務(03-9528-1978)までお問い合わせください。

目的

本方針の目的は、メルボルン日本人学校(JSM)の定める、児童虐待行為に関するクレームや懸念事項への対応手順の概要を説明することであり、また、全教職員、ボランティア、請負業者、学校理事会員、および学校関係者に対し、児童虐待行為を適切な機関へ通報する法的義務についての理解を促すことである。

適用範囲

本方針は子ども、児童生徒、教職員、ボランティア、請負業者、サービス提供者、ビジター、その他いかなる人が対面またはオンラインでの学校環境下で、間接的にでも関与する中で報告されたか、もしくは前述の人に対する児童虐待のクレームや懸念事項に適用される。

定義

児童虐待

児童虐待行為の例:

- 子どもに加えられる身体的暴力
- 子どもに対する性犯罪
- 大人による子どもへのグルーミング
- 子どもに対する家庭内暴力、または子どもの前で行われる家庭内暴力
- 子どもに与えられる深刻な感情的または精神的危害
- 深刻なネグレクト

グルーミング

Crimes Act 1958 (Vic)(1958年ビクトリア州犯罪法)では、グルーミングは犯罪行為とされ、児童虐待行為および性犯罪の一種とみなされている。この犯罪は、大人(性的捕食者)が性行為を目的として16歳未満の子どもに接近する準備行為を指す。グルーミングでは、子どもまたはその親や保護者・監護者とコミュニケーション(電子媒体も含む)を取って親しくなろうとしたり、信頼関係や感情的なつながりを築くなどの行為が行われる。

学校教職員

本方針では、「学校教職員」の定義に学校運営責任者から直接依頼を受けた、もしくは雇われた教職員、および学校運営責任者から依頼を受けた請負業者を含むこととする。

方針

JSM は子どもを虐待から保護するにあたり学校が担う重要な役割について理解している。校内および学校活動中に虐待が発生することを防止するべく多数の**方針**や対策が定められている。学校における子供たち、若者、家族の多様性を考慮し、学校が子どもの安全に関する事案や懸念事項について対応する際には個々のニーズや背景に配慮する。

児童生徒への情報

全児童生徒が、自身の身の安全についての懸念事項やその他のいかなる懸念事項について、いずれの教職員にも安心して相談ができる必要がある。

児童生徒が、JSM 内で誰に相談したら良いのか不確かな場合は、まず担任教員か相談しやすい先生に相談する必要がある。

身に危険を感じた児童生徒は、いずれの教職員に相談しても構わない。

児童虐待行為の特定

児童虐待行為に関するクレームや懸念が寄せられた場合、JSM が児童生徒や子どもの利益を最優先とした対応ができるよう、学校教職員は以下を行う必要がある。

- 児童虐待行為を適切な機関へ通報する際適用される様々な法的義務を理解する。
- 教育および職務環境下で取る行動や児童生徒との掛け合いとして相応しい行動をとる。
- 学校側が子どもや児童生徒の利益を最優先に置いた対応をとり、法的義務やその他の義務責任を果たす事を保証する為、児童虐待行為に関するクレームや懸念が寄せられた場合は下記の手順に沿って対応する。

児童虐待行為の事案発生、摘発、申立、嫌疑に対する対応手順

子どもの安全侵害事案の発生、摘発、申立、嫌疑への対応について、JSM は以下に従う。

- いかなる種の児童虐待行為に関するクレームや懸念事項については [Four Critical Actions for Schools\(学校の4つの重要なアクション\)](#)に従う
- 児童生徒が関わる性犯罪に関するクレームや懸念事項については [Four Critical Actions: Student Sexual Offending\(児童生徒が関わる性犯罪への4つの重要なアクション\)](#)に従う
- 児童生徒への身体的暴力やその他の有害行動に関するクレームや懸念事項については [子どもの安全および福祉に関する方針](#)および [いじめ防止に関する方針](#)に従う
- [CCYP | Reportable Conduct Scheme\(子どもと若者委員会、通報義務計画\)](#)

学校教職員およびボランティアの責任

1. 迅速な行動

学校教職員が児童虐待行為を目撃した場合、その事案があることを信じる合理的な理由がある場合、あるいは子どもが虐待を受けているかその危険性があるという疑いがある場合や、その摘発や嫌疑を受けた場合には次の措置を講じること。

- 子どもが差し迫った危害に晒されるリスクがある場合は、被害者を関連人物と引き離し、取得資格レベルに応じて応急処置を施す。被害者の健康や安全を守るため迅速な対応が必要な場面は、000 に通報し救急医療や警察を呼び、教職員は監護をする。

- 企画部(校長、教頭、事務長、教務、小学部主任、中学部主任)に知らせ、企画部は学校が手順に沿った対応を行っていることを確認を行う。
- もし嫌疑が校長に対するものであった場合には、教頭または事務長が学校運営理事長に報告すること。そして理事長が、学校が手順に沿った対応を行っていることを確認する役割を代行する。

学校教職員への注意

児童虐待行為に該当するか不確かな事案の発生、摘発、申立、嫌疑に関しては、常に慎重を期して校長、教頭、または事務長に報告すること。

校長は、[子どもの安全および福祉に関する方針](#)の学校による遵守を徹底するための監視責任を負う。

児童虐待行為に関する摘発への対応方法については [Responding to a child safety disclosure\(子ども安全侵害の摘発への対応法\)](#)を参照すること。

2. 当局への通報と政府機関への連絡

被害者の健康や安全に関して憂慮すべき差し迫った状況への対応がされ、該当する学校教職員への報告が済んだらすぐに、児童虐待行為の嫌疑および摘発は適正機関に通報されなくてはならない。校長、教頭、または事務長は、教職員に [Four Critical Actions\(学校の4つの重要なアクション\)](#)に従って報告書を作成することと、『子ども安全基準』や『通報義務計画』により求められた行動を行うことを指示し、援助する。

校長は次のことを行う。

- 関連する情報はすべて Department of Families, Fairness and Housing (DFFH) Child Protection(家族・平等・住宅省(DFFH)子ども保護課)、ビクトリア州警察 性犯罪と児童虐待調査部 SOCIT(03 8530 5203)、その他該当する政府機関に提出する。
- 通報義務のある事案の摘発や発生事案は全て校長が Commission for Children and Young People (CCYP:子どもと若者委員会)に通報を行う。通報義務のある事案が校長に対して摘発された場合には、理事長が CCYP に通報を行う。

注意:教職員は、児童虐待行為については DFFH 子ども保護課かビクトリア州警察に通報する法的義務があるものの、校内の他の人物がすでに通報を行ったかどうか不確かな場合、虐待の事実について合理的確信がある者はいずれにしても DFFH 子ども保護課またはビクトリア州警察への通報を行わなくてはならない。

子どもが保護される必要があるという合理的確信のある教職員に対し、校長、教頭や事務長が子ども保護課またはビクトリア州警察への通報に同意しなかったとしても、その教職員は当局に通報するべきである。

虐待行為が発生しているとは思われないものの、育児における問題や障害に基づく懸念、支援の欠如などを理由に、教職員が子どもの健康に関して大きな懸念を抱く場合は適切な行動に移すべきであり、その例には Child FIRST や The Orange Door(被害者家族が支援を受ける事に同意する場合)に連絡し、助言を求める等の行為が含まれる。

3. 親や保護者への連絡

DFFH 子ども保護課やビクトリア州警察が、子どもの親や保護者・監護者に通達しないよう指示をしたり、または通達する事により被害者の健康面に懸念が生じる場合を除いて、校長は被害者の親や保護者・監護者に該当事案に関する連絡がされている事を確認するべきである。

更に詳しいガイダンスは [PROTECT: 保護者や監護者への連絡法](#)を参照。

4. 継続的保護および支援

校長、教頭と事務長は、いかなる場合も、虐待に晒される危険性が継続している当該の子どもや他の子どもたちを保護すべく学校が適正な措置を講じていることを保証できなくてはならない。講じる措置については、DFFH 子ども保護課やビクトリア州警察など外部の関連機関と協議を行う必要がある。継続的な保護が行われている間、新情報が開示されたり、更なる事案が発生したりした場合には、当局へ再度通報が必要となる。

虐待の影響を受けたすべての児童生徒に対し、適切かつその児童生徒の文化的背景に相応しい継続的支援が提供されなくてはならない。継続的支援は、親、保護者・監護者、医療従事者、その他関連機関(DFFH やビクトリア州警察など)からの助言に基づく。健康関連の専門家への紹介や、安全計画や特別支援面談の確立などが行われる場合もあり、また児童生徒間の事案に関しては行動管理や支援措置が取られる場合もある。

5. 記録管理

本校は、ビクトリア州公文書館の記録管理標準に従って記録を管理する。

校長または教頭は次のことを行うこと。

- [Responding to Suspected Child Abuse \(児童虐待嫌疑への対応法\)](#) または [Responding to Student Sexual Offending \(児童生徒が関わる性犯罪への対応法\)](#) のテンプレートを使用して、発生事案、摘発、申立、嫌疑についての詳細な記録を作成する。可能であれば事案の摘発を受け嫌疑をかけられた学校教職員による文書も含める。
- 発生事案、摘発、申立、嫌疑に対して学校がその直後、そして継続的に講じた対応についての詳細記録を作成する。
- 発生事案、摘発、申立、嫌疑についての詳細やその関連記録、それらに対して学校がその直後、そして継続的に講じた対応の詳細は校長室に厳重に保管する。

報告義務

報告義務者は、業務または職務を遂行する過程において、合理的な根拠に基づいて以下に該当すると確信した場合には、可及的速やかに Child Protection に報告しなければならない。

- 子どもが身体的または性的虐待の結果、重大な危害を被った、または被る可能性が高い場合。
- 子どもの両親がその種の危害から児童を保護していない、または保護する可能性が低い場合。

このような状況で報告を行わないことは、犯罪行為となる可能性がある。

報告義務のある個人とは以下を指す。

- ビクトリア州教職機構 (Victorian Institute of Teaching: VIT) に登録された校長を含む教員、および幼児教員
- VIT から教育を行う許可を得ている教職員
- 医師、看護師、助産師としての有資格者
- 警察官
- 心理学者としての有資格者
- 聖職者
- 幼児教育従事者
- 少年司法職員
- 家庭外ケアワーカー (ボランティアの里親および親族監護者を除く)
- 学校カウンセラー (児童生徒の精神的、情緒的、心理的健康を直接支援するスタッフを含む)。学校の保健福祉スタッフ、児童福祉士、福祉コーディネーター、メンタルヘルス専門家、聖職者、児童生徒支援サービススタッフなどを含むが、これらに限定されない。

犯罪行為

摘発の怠り

16歳未満の児童に対して成人が性的犯罪を犯したと合理的な確信を持ったすべての大人は、これをビクトリア州警察に通報しなければならない。

「正当な理由」がある場合、または「この義務から免除」されている場合を除き、通報を怠った場合は犯罪となる可能性がある。

16歳未満の児童に対して成人が性的犯罪を犯したと合理的な確信を持った大人は、ビクトリア州警察(000)または最寄りの警察署に通報しなければならない。

保護の怠り

校長または企画部職員は、学校関係者(従業員、請負業者、ボランティア、来校者など)による、本校の保護下にある子どもに対する性的虐待(グルーミング行為を含む)の恐れがあることを認識した場合、その恐れを排除または軽減するためにあらゆる妥当な手段を講じなければならない。

これには、調査が完了するまでの間、当該関係者を子どもと接触する可能性がある業務、および子どもに関連する業務から外すことも含まれる。これを怠った場合は犯罪行為となる可能性がある。

当該関係者を子どもと接触する可能性がある業務、および子どもに関連する業務から外す前に、学校はEmployee Conduct Branch(従業員の行動に関する行政部門)(03 7022 0005)に連絡し、助言を受ける。

子どもを保護する義務は、権限を有するすべての教職員(例えば校長、教頭)に適用される。

学校への訪問者および関係者

18歳以上の関係者はすべて、児童虐待行為について通報を行う法的義務がある。

子どもが保護される必要があると信じる正当な理由がある場合には、誰でもDFFH Child Protectionかビクトリア州警察への通報を行うことができる。連絡先詳細は[Four Critical Actions\(4つの重要なアクション\)](#)を参照。

関係者がDFFH子ども保護課やビクトリア州警察に通報する際、学校側にその旨を報告する必要はない。しかし、学校において子どもの身の安全が懸念される場合には、関係者はその懸念事項を校長に報告をするべきである。それにより児童生徒を支援する適正な措置が講じられる。

全教職員に対するその他の要件

全教職員が、児童生徒の安全と健康を支援する上で重要な役割を担っており、また合理的に予見可能な危害を防止すべく適正措置を講じる注意義務も有する。

先述の役割と責任を果たしていても、子どもが虐待行為の犠牲になる危険性があると合理的に判断された場合に発生する他の対応義務が免除されることはない。つまり、教職員が手順書に記述された手順に従い行動した後も、子どもが未だ虐待行為の犠牲になる危険性がある状態であると合理的に判断された場合には、次の措置を講じること。

- 学校が危険発生の予防やそのリスクを低減すべく適正な措置を講じていないと判断した場合には、まず校長に対し懸念を表明し、それでも対応が不十分であった場合には学校運営理事長に報告すること。
- 他の職員により発生事案の通報が行われたという確認が取れない場合は、適当な機関に通報すること。

周知

本方針は次の方法で学校関係者への周知が行われる。

- 公に公開している学校ホームページへの掲載
- 教職員の導入教育および年一回の教職員研修に含む
- ボランティア導入教育および研修に含む
- 教職員打ち合わせまたは会議で年一回話し合う
- 要望に応じて学校事務室にて印刷をして提供

JSM の関連方針は以下の通りである。

- [子どもの安全および福祉に関する方針](#)
- [子どもの安全に関する行動規範](#)
- [注意義務に関する方針](#)

承認

作成日	2025 年 4 月
審議	教職員、学校運営理事会
承認者	学校運営理事会
承認日	2025 年 4 月
再評価予定日	2026 年 11 月

本方針は英語で作成され、日本語版はあくまで参考として翻訳されています。英文版が正本である為、これら両言語版の間に矛盾抵触がある場合は英文版が優先されます。